

匿名・流動型犯罪グループ対策における重点取組対象事犯の指定及びその実態解明・取締り等の推進について

令和 7 年 8 月 8 日
大通達甲（組対）第 6 号ほか
刑事部長から本部各課・所・隊長、
警察学校長、各警察署長宛て

（概要）

匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれる事犯のうち、重点的に実態解明・取締り等を推進すべき事犯を重点取組対象事犯に指定するとともに、その実態解明・取締り等を推進するため、必要な事項を定めたものである。